

(注) 担当窓口は、住吉区役所を例に記載していますが、実際の転出先の市区町村の役所ごとに各業務を担当する窓口が異なりますので、事前にご確認ください。

項目	対象となる方など	内容		(注) 担当窓口
18歳以下のこどもがいる方				
母子健康手帳	現在妊娠中の方及び乳幼児がおられる方	住所変更届が必要ですので、転出先の市区町村の担当窓口にご持参の上、手続きをしてください。	1階 19番	保健福祉課 (健康推進) (06) 6694-9882
予防接種手帳		お済みでない予防接種の予診票は、母子健康手帳をご持参のうえ、転出先の市区町村で受領してください。		
児童手当	中学3年生終了までの児童を養育されている方	「受給事由消滅届」の手続きが必要です。 <b>【転出先の市区町村】</b> 転出予定日から15日以内に申請手続きが必要です。 ※市区町村によっては、課税証明書が必要な場合があるなど、取り扱いが異なりますので、事前に転出先の市区町村へお問い合わせください。 (マイナンバー制度における情報連携により省略可能な場合があります)  手当は、手続きをされた翌月分から支給されます。 なお、月をまたぐ場合は、異動日の翌月から15日以内に手続きをすれば、転入日の翌月分から支給されます。	2階 26番	保健福祉課 (保健福祉) (06) 6694-9857
児童扶養手当	児童扶養手当認定中の方	住所変更の手続きが必要です。 転出先の市区町村で申請手続きが必要です。		
保育所	保育所(大阪市認可)入所中の方	「異動届」の手続きが必要です。 ※保育所申込中の方は、担当までお問合せください。		
就学〔小学校〕中学校	校区が変更となる方	通学していた学校で転退学の届出を行い、その際に発行される在学証明書を転出先の市区町村の就学事務担当窓口にご持参ください。	3階 34番	教育文化課 (教育) (06) 6694-9964
70歳以上の方				
敬老優待乗車証	70歳以上の方	敬老優待乗車証を返還してください。	2階 27番	保健福祉課 (介護保険) (06) 6957-9859